

条例の範囲

第1章

札幌市動物園条例の概念図

目的 : 自然と人が共生する持続可能な社会の実現

第2章

動物園の活動

第3章

円山動物園

生物多様性の保全

レクリエーション

教育

調査研究

種の保存 (保全)

- ・繁殖プログラム
- ・野生復帰など

動物福祉への配慮

情報共有
年次活動報告

保全活動ができる動物園の運営を支える手段

その他公益的な事業

収益事業

- ・環境基本法
- ・生物多様性基本法
- ・都市公園法
- ・自然公園法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・動物の愛護及び管理に関する法律などによる活動

- ・札幌市環境基本条例
- ・札幌市動物の愛護及び管理に関する条例などによる活動

理念

原則

動物園の責務を定める

支援・推進施策

参加・協力

参加・協力

連携

市

市民

事業者

国内外の
動物園水族館等関連機関